

# ○EDINETタクソノミの概要説明 新旧対照表

新	旧																																																																																																				
<p><b>2-1 XBRL 対象範囲</b> (略)</p> <p><b>2-1-1 XBRL 対象範囲</b></p> <p>XBRLの対象書類は、有価証券届出書、有価証券報告書、<u>半期報告書</u>、公開買付報告書、大量保有報告書等です（対象書類の詳細は、「図表 2-1-2 XBRL対象様式（開示府令）」から「図表 2-1-7 XBRL対象様式（内部統制府令）」を参照してください。）。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-1-2 XBRL 対象様式（開示府令）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">書類種別</th> <th rowspan="2">様式番号</th> <th rowspan="2">備考</th> <th colspan="2">XBRL対象</th> </tr> <tr> <th>全体</th> <th>本表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>有価証券報告書</td> <td>第四号様式</td> <td>(法24条第3項に基づくもの)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>半期報告書</u></td> <td>第四号の三様式</td> <td>(法24条の5第1項の表の第1号又は第2号に基づくもの)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>半期報告書</td> <td>第五号様式</td> <td>(通常方式) (法24条の5第1項の表の第3号に基づくもの)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td><u>半期報告書</u></td> <td>第九号の三様式</td> <td>外国会社*</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2-1-2 IFRS 財務諸表の対応</b></p> <p>IFRS財務諸表（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。）に準拠して作成された連結財務諸表、中間連結財務諸表、<u>財務諸表及び中間財務諸表</u>をいう。以下同じ。）のタグ付けには、国際会計基準タクソノミを用います。様式ツリーの包括タグで財務諸表本表の表ごと及び注記事項の項番ごとのタグ付けをし、財務諸表本表、セグメント情報及び主要勘定の内訳については、詳細タグ付けもします。</p> <p>(略)</p> <p><b>2-1-5 訂正報告時の提出ファイル</b></p> <p>提出書類全体がインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時（ただし、親書類が縦覧中に提出する場合又は<u>訂正半期報告書</u>を親書類の提出日から5年以内（5年以内の最終日が財務局の休日の場合、当該最終日は翌営業日まで繰り延べ（以下「休日繰り下げ」と</p>	No	書類種別	様式番号	備考	XBRL対象		全体	本表	(略)						10	有価証券報告書	第四号様式	(法24条第3項に基づくもの)	○	○	11	<u>半期報告書</u>	第四号の三様式	(法24条の5第1項の表の第1号又は第2号に基づくもの)	○	○	12	半期報告書	第五号様式	(通常方式) (法24条の5第1項の表の第3号に基づくもの)	○	○	(略)						19	<u>半期報告書</u>	第九号の三様式	外国会社*		○	(略)						<p><b>2-1 XBRL 対象範囲</b> (略)</p> <p><b>2-1-1 XBRL 対象範囲</b></p> <p>XBRLの対象書類は、有価証券届出書、有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>、公開買付報告書、大量保有報告書等です（対象書類の詳細は、「図表 2-1-2 XBRL対象様式（開示府令）」から「図表 2-1-7 XBRL対象様式（内部統制府令）」を参照してください。）。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-1-2 XBRL 対象様式（開示府令）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">書類種別</th> <th rowspan="2">様式番号</th> <th rowspan="2">備考</th> <th colspan="2">XBRL対象</th> </tr> <tr> <th>全体</th> <th>本表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>有価証券報告書</td> <td>第四号様式</td> <td>(法24条3項に基づくもの)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>四半期報告書</u></td> <td>第四号の三様式</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>半期報告書</td> <td>第五号様式</td> <td>(通常方式)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td><u>四半期報告書</u></td> <td>第九号の三様式</td> <td>外国会社*</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2-1-2 IFRS 財務諸表の対応</b></p> <p>IFRS財務諸表（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。）に準拠して作成された連結財務諸表、中間連結財務諸表、<u>四半期連結財務諸表、財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表</u>をいう。以下同じ。）のタグ付けには、国際会計基準タクソノミを用います。様式ツリーの包括タグで財務諸表本表の表ごと及び注記事項の項番ごとのタグ付けをし、財務諸表本表、セグメント情報及び主要勘定の内訳については、詳細タグ付けもします。</p> <p>(略)</p> <p><b>2-1-5 訂正報告時の提出ファイル</b></p> <p>提出書類全体がインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時（ただし、親書類が縦覧中に提出する場合又は<u>訂正四半期報告書</u>を親書類の提出日から5年以内（5年以内の最終日が財務局の休日の場合、当該最終日は翌営業日まで繰り延べ（以下「休日繰り下げ」</p>	No	書類種別	様式番号	備考	XBRL対象		全体	本表	(略)						10	有価証券報告書	第四号様式	(法24条3項に基づくもの)	○	○	11	<u>四半期報告書</u>	第四号の三様式		○	○	12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)	○	○	(略)						19	<u>四半期報告書</u>	第九号の三様式	外国会社*		○	(略)					
No					書類種別	様式番号	備考	XBRL対象																																																																																													
	全体	本表																																																																																																			
(略)																																																																																																					
10	有価証券報告書	第四号様式	(法24条第3項に基づくもの)	○	○																																																																																																
11	<u>半期報告書</u>	第四号の三様式	(法24条の5第1項の表の第1号又は第2号に基づくもの)	○	○																																																																																																
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式) (法24条の5第1項の表の第3号に基づくもの)	○	○																																																																																																
(略)																																																																																																					
19	<u>半期報告書</u>	第九号の三様式	外国会社*		○																																																																																																
(略)																																																																																																					
No	書類種別	様式番号	備考	XBRL対象																																																																																																	
				全体	本表																																																																																																
(略)																																																																																																					
10	有価証券報告書	第四号様式	(法24条3項に基づくもの)	○	○																																																																																																
11	<u>四半期報告書</u>	第四号の三様式		○	○																																																																																																
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)	○	○																																																																																																
(略)																																																																																																					
19	<u>四半期報告書</u>	第九号の三様式	外国会社*		○																																																																																																
(略)																																																																																																					

新	旧
<p>いう。)。)に提出する場合に限る。)は、訂正報告書とともに、訂正後のインラインXBRL書類を添付して提出するものとします(なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別様式であり、XBRLの対象書類ではありません。)</p> <p>(略)</p> <p>親書類の縦覧終了後に訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず、訂正書類のみで提出することが可能です。また、表示変換方式(2013年版以前のEDINETタクソノミ)で提出した書類に対する訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず訂正書類のみで提出するものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領</b></p> <p>(略)</p> <p>DEIの内容については、「提出回数」及び「訂正の有無」を更新し、「訂正対象書類の書類管理番号」を設定します。</p> <p>ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>(注意点6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差し替え後の直近の事業年度末日に変更します。また、DEIの当会計期間、比較対象会計期間及び次の<u>中間期</u>の会計期間は、必要な場合、財務諸表と整合するように修正します。</p> <p>(略)</p>	<p>という。)。)に提出する場合に限る。)は、訂正報告書とともに、訂正後のインラインXBRL書類を添付して提出するものとします(なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別様式であり、XBRLの対象書類ではありません。)</p> <p>(略)</p> <p>親書類の縦覧終了後(四半期報告書の場合は、提出日から5年経過後(休日繰り下げあり。))に訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず、訂正書類のみで提出することが可能です。また、表示変換方式(2013年版以前のEDINETタクソノミ)で提出した書類に対する訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず訂正書類のみで提出するものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領</b></p> <p>(略)</p> <p>DEIの内容については、「提出回数」及び「訂正の有無」を更新し、「訂正対象書類の書類管理番号」を設定します。</p> <p>ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>(注意点6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差し替え後の直近の事業年度末日に変更します。また、DEIの当会計期間、比較対象会計期間及び次の<u>四半期又は中間期</u>の会計期間は、必要な場合、財務諸表と整合するように修正します。</p> <p>(略)</p>

新

## 2-3 タクソノミ分割の単位

(略)

### 2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位

(略)

図表 2-3-1 分割単位(開示府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
(略)				
11	jpcrp	半期報告書	第四号の三様式	(法24条の5第1項の表の第1号又は第2号に基づくもの)
12		半期報告書	第五号様式	(通常方式)(法24条の5第1項の表の第3号に基づくもの)
(略)				
19	jpcrp	半期報告書	第九号の三様式	外国会社
(略)				

旧

## 2-3 タクソノミ分割の単位

(略)

### 2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位

(略)

図表 2-3-1 分割単位(開示府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
(略)				
11	jpcrp	四半期報告書	第四号の三様式	
12		半期報告書	第五号様式	(通常方式)
(略)				
19	jpcrp	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社
(略)				

新

旧

## 2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針

(略)

### 2-5-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、日本基準及びIFRSの連結及び個別財務諸表本表の詳細タグ付けの範囲です。国際会計基準による連結財務諸表、要約中間連結財務諸表、財務諸表及び要約中間財務諸表の本表も詳細タグ付けの対象です。該当ある場合、IFRSへの移行日の残高も詳細タグ付け対象です。

(略)

#### 第四号の三様式 半期報告書

第一部【企業情報】  
第5【経理の状況】  
1【中間連結財務諸表】

- (1)【中間連結貸借対照表】
- (2)【中間連結損益計算書】
- (3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

2【その他】

(略)

#### 第九号の三様式 半期報告書

一部【企業情報】  
第6【経理の状況】

1【中間財務書類】

2【その他】

(略)

### 2-5-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付け項目（「2-5-2 開示府令」中、（※）を付した項目）については、次の提出書類が対象です（それ以外の提出書類については任意でタグ付けが可能。）。

- ・ 有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）
- ・ 有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式で上場会社が提出する場合に限る。）
- ・ 半期報告書（開示府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。）

(略)

## 2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針

(略)

### 2-5-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、日本基準及びIFRSの財務諸表本表の詳細タグ付けの範囲です。国際会計基準による財務諸表、要約中間財務諸表及び要約四半期財務諸表の本表も詳細タグ付けの対象です。該当ある場合、IFRSへの移行日の残高も詳細タグ付け対象です。

(略)

#### 第四号の三様式 四半期報告書

第一部【企業情報】  
第5【経理の状況】  
1【四半期連結財務諸表】

- (1)【四半期連結貸借対照表】
- (2)【四半期連結損益計算書】
- (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

2【その他】

(略)

#### 第九号の三様式 四半期報告書

第一部【企業情報】  
第6【経理の状況】

1【四半期財務書類】

2【その他】

(略)

### 2-5-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付け項目（「2-5-2 開示府令」中、（※）を付した項目）については、次の提出書類が対象です（それ以外の提出書類については任意でタグ付けが可能。）。

- ・ 有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）
- ・ 有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式で上場会社が提出する場合に限る。）
- ・ 四半期報告書（開示府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。）

(略)

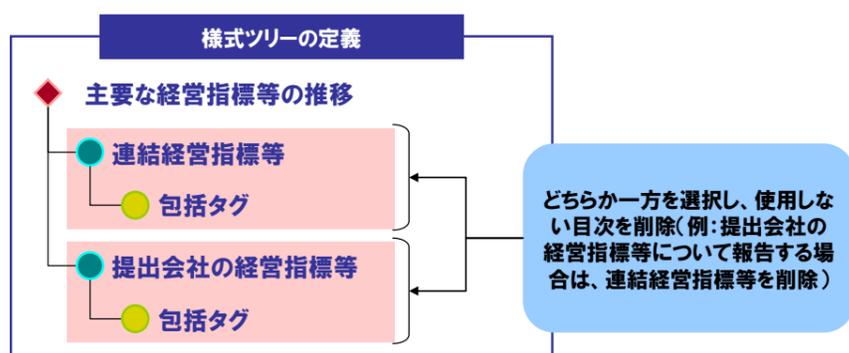
新

2-5-2-1 主要な経営指標等の推移

(略)

有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書にある「主要な経営指標等の推移」の拡張リンクロールは、年度及び半期がまとめて一つの拡張リンクロールで定義されています。例えば、半期報告書を作成する場合は、当該拡張リンクロールの不要箇所（通期固有の項目）を除き定義する必要があります。また、連結経営指標等又は提出会社の経営指標等は、書類に表示されない場合でも、次の図表のように、様式ツリーの目次項目として定義してください

図表 2-5-1 半期報告書の様式ツリー(イメージ)



(略)

2-5-2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(※)

半期報告書において「会社の支配に関する基本方針」の記載がある場合、その記載を様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします(会社法施行規則第 118 条第 3 号の「基本方針」の記載がある場合、具体的な買収防衛策の有無にかかわらずタグ付け対象です。)

(略)

2-5-2-6 研究開発活動(※)

報告セグメント(その他の報告セグメントを含む。)ごとの研究開発費の額及び全社合計の研究開発費の額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外(報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等)の詳細タグ付けは、任意とします(開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の中間期に係る開示をする場合には、当該中間期についても詳細タグ付けします。)

(略)

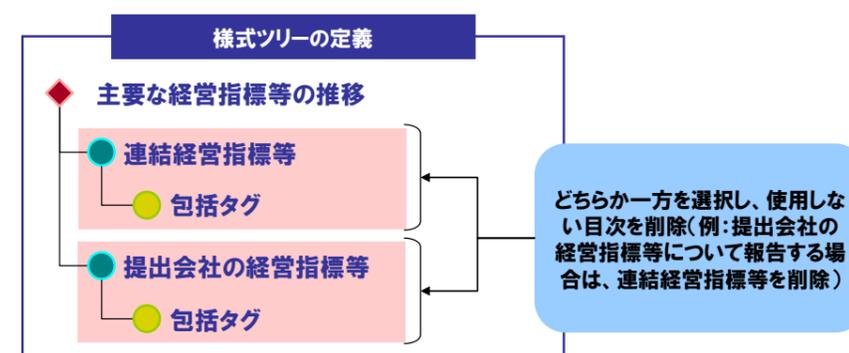
旧

2-5-2-1 主要な経営指標等の推移

(略)

有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書にある「主要な経営指標等の推移」の拡張リンクロールは、年度、半期及び四半期がまとめて一つの拡張リンクロールで定義されています。例えば、四半期報告書を作成する場合は、当該拡張リンクロールの不要箇所（通期及び半期固有の項目）を除き定義する必要があります。また、連結経営指標等又は提出会社の経営指標等は、書類に表示されない場合でも、次の図表のように、様式ツリーの目次項目として定義してください

図表 2-5-1 四半期報告書の様式ツリー(イメージ)



(略)

2-5-2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(※)

四半期報告書において「会社の支配に関する基本方針」の記載がある場合、その記載を様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします(会社法施行規則第 118 条第 3 号の「基本方針」の記載がある場合、具体的な買収防衛策の有無にかかわらずタグ付け対象です。)

(略)

2-5-2-6 研究開発活動(※)

報告セグメント(その他の報告セグメントを含む。)ごとの研究開発費の額及び全社合計の研究開発費の額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外(報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等)の詳細タグ付けは、任意とします(開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の四半期に係る開示をする場合には、当該四半期についても詳細タグ付けします。)

(略)

## 新

### 2-5-2-7 設備投資等の概要(※)

報告セグメント（その他の報告セグメントを含む。）ごとの設備投資額及び全社合計の設備投資額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外（報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等）の詳細タグ付けは、任意とします（開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の中間期に係る開示をする場合には、当該中間期についても詳細タグ付けします。）。

（略）

### 2-5-2-15 役員の状況(※)

（略）

<半期報告書>

半期報告書において異動後の役員の男女別の人数及び女性の比率を開示する場合、当該開示は詳細タグ付けの対象です。半期報告書の役員の状況におけるその他の開示内容は、詳細タグ付けの対象外です。

（略）

### 2-5-2-19 経理の状況

冒頭の記載を EDINET タクソノミの要素の粒度でタグ付けします。EDINET タクソノミの要素で網羅されない事項を記載する場合は、開示書類等提出者自身で要素を追加します。冒頭の記載は連結個別ディメンションを用いないため、連結のみ、又は個別のみの記載事項はそれぞれ別要素となります。

（削除）

### 2-5-2-20 監査報告書

（略）

半期報告書（開示府令第四号の三様式及び開示府令第五号様式に限る。）に添付する期中レビュー報告書及び中間監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。

- ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称

（略）

### 2-5-2-22 有価証券届出書に四半期情報を掲げる場合

有価証券届出書の第5【経理の状況】に任意に四半期情報を掲げる場合、四半期（連結）貸借対照表、四半期（連結）損益計算書及び四半期（連結）包括利益計算書、四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書には、原則としてタグ付けは不要ですが、任意にタグ付けを行うことを妨げるものではありません。

## 旧

### 2-5-2-7 設備投資等の概要(※)

報告セグメント（その他の報告セグメントを含む。）ごとの設備投資額及び全社合計の設備投資額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外（報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等）の詳細タグ付けは、任意とします（開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の四半期に係る開示をする場合には、当該四半期についても詳細タグ付けします。）。

（略）

### 2-5-2-15 役員の状況(※)

（略）

<四半期報告書>

四半期報告書において異動後の役員の男女別の人数及び女性の比率を開示する場合、当該開示は詳細タグ付けの対象です。四半期報告書の役員の状況におけるその他の開示内容は、詳細タグ付けの対象外です。

（略）

### 2-5-2-19 経理の状況

冒頭の記載を EDINET タクソノミの要素の粒度でタグ付けします。EDINET タクソノミの要素で網羅されない事項を記載する場合は、開示書類等提出者自身で要素を追加します。冒頭の記載は連結個別ディメンションを用いないため、連結のみ、又は個別のみの記載事項はそれぞれ別要素となります。

なお、四半期会計期間に係る記載と四半期累計期間に係る記載とを区分してタグ付けすることが困難な場合は、四半期累計期間のコンテキストを利用します。

### 2-5-2-20 監査報告書

（略）

半期報告書（開示府令第五号様式に限る。）及び四半期報告書（開示府令第四号の三様式に限る。）に添付する中間監査報告書及びレビュー報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。

- ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称

（略）

（追加）

## 新

提出者別タクソノミにより包括タグ付けを行うに際し、具体的な方法については『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示」を参照してください。

### 2-5-3 日本基準財務諸表

(略)

#### 2-5-3-5 貸借対照表関係

(略)

貸借対照表関係（連結及び中間を含む。）で使用できる要素は、EDINETタクソノミの表示リンク拡張リンクロール「貸借対照表関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を使用する場合は、貸借対照表関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

貸借対照表関係（連結及び中間を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

(略)

#### 2-5-3-6 損益計算書関係

(略)

損益計算書関係（連結及び中間を含む。）で使用できる要素は、EDINETタクソノミの表示リンク拡張リンクロール「損益計算書関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、損益計算書関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

損益計算書関係（連結及び中間を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

(略)

### 2-5-4 IFRS 財務諸表

有価証券報告書の【経理の状況】に記載する国際会計基準による連結財務諸表又は財務諸表については、財務諸表本表及び本章に記載する注記事項（類似の表現で記載する場合を含む。）が詳細タグ付けの対象です。半期報告書の【経理の状況】に記載する国際会計基準による要約中間連結財務諸表又は要約中間財務諸表については、財務諸表本表及びセグメント情報（類似の表現で記載する場合を含む。）が詳細タグ付けの対象です。

(略)

## 旧

### 2-5-3 日本基準財務諸表

(略)

#### 2-5-3-5 貸借対照表関係

(略)

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINETタクソノミの表示リンク拡張リンクロール「貸借対照表関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を使用する場合は、貸借対照表関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

(略)

#### 2-5-3-6 損益計算書関係

(略)

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINETタクソノミの表示リンク拡張リンクロール「損益計算書関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、損益計算書関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

(略)

### 2-5-4 IFRS 財務諸表

有価証券報告書の【経理の状況】に記載する国際会計基準による連結財務諸表又は財務諸表については、財務諸表本表及び本章に記載する注記事項（類似の表現で記載する場合を含む。）が詳細タグ付けの対象です。四半期報告書又は半期報告書の【経理の状況】に記載する国際会計基準による要約四半期連結財務諸表、要約中間連結財務諸表、要約四半期財務諸表又は要約中間財務諸表については、財務諸表本表及びセグメント情報（類似の表現で記載する場合を含む。）が詳細タグ付けの対象です。

(略)

新	旧
<p><b>2-5-4-16 IFRS 適用初年度の半期報告書の提出</b></p> <p>IFRS 適用初年度の半期報告書において、IFRS による前期の連結財務諸表を併せて提示する場合、EDINET タクソノミの「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表 [テキストブロック]」を用いて包括タグ付けします。詳細タグ付けはしません。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2-5-4-16 IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出</b></p> <p>IFRS 適用初年度の第1四半期報告書において、IFRS による前期の連結財務諸表を併せて提示する場合、EDINET タクソノミの「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表 [テキストブロック]」を用いて包括タグ付けします。詳細タグ付けはしません。</p> <p>(略)</p>